



中小企業にとって過度な負担となっている取引慣行、 手形支払の改善に向けた今後の進め方(提言)

平成21年4月

中小企業庁

取引慣行について

○ 中小企業にとって過度な負担となっていると考えられる取引慣行については、4つの政策的出口毎に、解決に向けた取組みを行っていくことが重要である。

(1)下請代金法について

違反事例や分かりやすい解説等を運用基準等に追加することが事業者の予見可能性を高め、法運用の円滑化にも資することから、運用基準等の所要の見直しを行う。

また、新たな運用基準等に基づき、下請代金法検査を厳格化し、違反行為に対して改善指導や返金の指導をするなど、下請代金法の一層厳格な運用を行う。

(2)ADR等について

「下請かけこみ寺」が実施するADRや弁護士相談事業の実効性を高め、一層の利用促進を図るため、「下請かけこみ寺」の相談機能の強化や広報活動を徹底する。

(3)下請ガイドラインについて

下請ガイドラインの活用を促進するため、普及・啓発を徹底するとともに、機動的な見直しを行う。また、未だ下請ガイドラインのない業界に対して、策定を働きかけていく。

(4)その他

下請代金法の規制外の行為や海外取引等に関しては、実態の把握や規制のあり方等について検討していく。

手形支払について

○ 手形による支払は、取引全般にわたって広範に利用されているが、下請事業者にとっては、割引コスト負担や親企業の倒産リスク負担等を負わせられるもので現金化が確実でないという問題があり、また、法律論としても、手形の交付だけでは元の債務が消滅したことにはならないという問題がある。

○ 手形による支払について、

(1) 手形による支払が抱える上記問題点にかんがみ、下請代金法上、給付の受領後60日以内に下請事業者が現金を確実に得られる(現金で支払う、又は、60日以内に決済期限が到来する手形を交付する)よう、厳格な運用を徹底すべきであるとの考え方、

(2) 手形が下請取引以外にも広範に利用されていることに鑑み、そうした支払慣行の変更は下請取引のみならず経済取引全般に大きな影響を与えるおそれがあり、とりわけ、現下の厳しい経済情勢の下では、現行の運用を変更することには慎重たるべきであるとの考え方、

(3) 上記のような下請代金法の厳格な運用の徹底は、下請取引について考えれば望ましいとの立場に立ちつつ、他方で、それによって経済取引全般に大きな影響を与えるおそれがあることも踏まえ、少なくとも、下請取引における手形による支払のあり方について見直し、下請企業の不利益を是正するための運用改善を早急に図るべきであるとする考え方、

があると考えられる。

○ 手形支払ワーキンググループの中間報告を受けて、今後、手形による支払のあり方について幅広く議論し、適切な対応策を検討すべきである。